

埼玉県消費生活基本計画案に対する御意見と県の考え方

(反映状況の区分) A 意見を反映し、案を修正したもの
 B すでに案で対応済みのもの
 C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの
 D 意見を反映できなかったもの
 E その他

番号	タイトル	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1	相談しやすいさの確保	消費生活センターを身近に感じ、何でも気軽に相談できる窓口というように県民の認識が変わることにより、消費生活センターの被害未然防止機能がより発揮できる。この点を強調・明記すること。	1	「消費生活相談」の認知度向上の中で、消費生活相談の役割も知っている県民を増やすことは必要と記述しています。	B
2	計画の推進体制	役割分担の明確化及び連携と共助の視点から、関係する市町村、法律専門職団体、消費者団体、関連民間団体等との協議場を設け、広く本計画に関係する団体と協働する体制を確立していくべき。	1	計画を推進する中で、多様な主体との連携・協働を進めてまいります。	C
3	基本指標	消費者被害を減らすという観点で「基本指標」として数値目標が定められているが、計画の進行管理を行う上で不可欠な実績の確認・評価のため、近隣都県の状況等対比できる情報を盛り込むべき。	2	平成20年度に国が実施した調査の結果を、掲載します。	A
4	法律専門職との連携	法律専門職の活用について困難事例への対応だけでなく、本計画の推進体制の役割分担を明確化し、連携と共助を行う視点から弁護士・司法書士の法律専門職を参加させ、行政と法律専門職団体と連携することが、消費者被害を予防し、かつ、その拡大を防止するためには不可欠である。	1	第3章4の主要な取組1の中で言及しているとおり、弁護士会、司法書士会等との連携を図ることとしています。	B
5	高齢者等の消費者被害防止	本計画において、高齢者の相談件数・相談構成比の増加を指摘しているが、判断能力の衰えた高齢者等の判断能力を法的に補い、その消費者被害の防止に有効である成年後見制度に何ら触れられていない。高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者の判断能力に応じて成年後見制度を活用し、財産侵害を予防又は回復する支援も加えるべき。	1	成年後見制度は消費者被害の防止のためには有効な制度であり、相談事例に応じて活用されています。今後も個別の事案に即して、活用を図ってまいります。	C
6	高齢者等の消費者被害防止	超高齢化社会の進展により、身体能力や判断力が低下した高齢者の相談が増加すると思われる。トラブルに気付いたとしても身近な市町村の窓口に行けない事態も考えられ、出張相談などの対応が必要。	2	高齢者のトラブルを防止することは重要と考えています。窓口に行くことが難しい方への対応については、計画を推進していく中で検討してまいります。	C
7	高齢者等の消費者被害防止	要援護高齢者等支援ネットワークとの連携について、消費生活相談窓口と情報を共有することにより連携が深まり、実効性を確保できる。	1	第3章4の主要な取組1の具体的な取組として、市町村の消費生活相談窓口と高齢者福祉部門との連携、要援護高齢者等支援ネットワークを活用した見守りの実施を支援してまいります。	B
8	高齢者等の消費者被害防止	高齢者の消費者被害を未然に防止するために、高齢者にとって身近な存在である民生委員やケアマネージャー、介護ヘルパー等を活用すべき。	1	第3章4の主要な取組1の具体的な取組として、高齢者等の消費者トラブル防止のため、市町村の消費生活相談窓口と高齢者福祉部門との連携を支援してまいります。	B
9	消費者教育	消費者教育については、家庭での教育が重要な部分を占めている。そこで、消費者行政部門と学校教育部門との連携を密にし、未成年の子を持つ親もその対象とした講演会等の啓発活動を行うべき。	1	第3章4の主要な取組2の具体的な取組として、あらゆる世代に消費者教育を推進することとしています。	B
10	消費者教育	地域には地域にあった、自主学習には自主学習にあった、学校には学校にあった講師がそれぞれ必要である。消費者教育の講師の育成が必要不可欠なので、講師等の育成を盛り込むこと。	1	教職員向け消費生活セミナーの開催により、教師のスキルアップを図るとともに、地域主体の啓発活動等の支援を進める中で対応してまいります。	C
11	消費者教育	学校教育には、消費者教育が系統的なカリキュラムとして指導要領に組み入れられていますが、教師により扱いが異なっており均一ではない。全ての生徒が基本的な消費者教育を受けられるよう、「消費者行政による消費者教育」が学校でシステムとして行われるような体制の整備を図ることを盛り込むこと。	1	第4章2(1)オで学校等での消費者教育の支援を強化することとしています。消費者行政サイドが、直接、学校教育を実施することは困難です。	D
12	消費者教育	高齢者に対応した消費者教育として、自治会や町内会と連携した講師派遣講座などをすすめること。	1	第4章2(1)ウにおいて、自治会等にて向いて行う出前講座を積極的に実施することとしています。	B

番号	タイトル	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
13	消費者教育	若年者についても、消費者被害の実態を把握しながら、教育機関や企業、団体と連携して効果的な消費者教育の推進を考えること。	1	第4章2(1)オにおいて、学校等における消費者教育を推進することとしています。	B
14	消費者教育	障害者への施設・作業所等との連携による消費者教育やパンフレット、ホームページ等での情報提供の強化を図ること。	1	第4章2(2)アにおいて、高齢者や障害者への情報提供の充実を図ることとしています。	B
15	消費者教育	消費者教育の担い手となるリーダー養成と研修の強化を図ること。	1	第4章2(1)オにおいて、教職員向け消費生活セミナーの開催により、教師のスキルアップを図ることとしています。	B
16	消費者被害防止サポーター	消費者被害防止サポーターの育成と派遣先の確保を盛り込むこと。また、必要な予算を確保することも盛り込むこと。	1	消費者被害防止サポーターの活用は第3章主要な取組2及び第4章2(1)ウで位置づけています。また、予算について基本計画に記述することは適切ではないと考えます。	B
17	消費者被害防止サポーター	消費者被害防止サポーターの養成を引き続き行って、市町村、消費者団体と連携して消費者被害防止を進めるネットワークづくりを進めること。	1	既に養成している消費者被害防止サポーターのフォローアップ講座の開催や活動状況等を検証しながら、今後の養成について検討してまいります。	C
18	消費者団体等との連携・支援	行政や消費者団体の様々な講座や講習会が行われているが、行政の消費生活講座と消費者団体・グループによる出前講座など、協力して連携できるところは一緒に進めるよう、積極的な展開を図ること。	1	消費者被害防止サポーターの養成や消費者被害防止のための寸劇グランプリの開催などにおいて、消費者団体との連携を図っています。今後も、計画を推進する中で、消費者団体との連携に努めてまいります。	C
19	消費者団体等との連携・支援	各消費者団体の活動や研究発表の場を、毎年実施するよう設けること。	1	第4章2(5)イにおいて、消費者団体の交流及び連携の促進について位置づけています。	B
20	消費者団体等との連携・支援	消費者にとって不当な取引行為等の情報について、消費生活センターから消費者団体へ情報提供し、各消費者団体を通して地域の啓発強化を促すようにすること。	1	第4章2(1)アにおいて、消費者トラブルに関する情報提供の充実を記述していますが、計画を推進する中で消費者団体への情報提供についても努めてまいります。	C
21	消費者団体等の育成	消費者団体が行う消費者問題の学習会やリーダー養成講座等の取組に、行政からの支援策を考えること。	1	第4章2(1)エにおいて、消費者団体が開催する消費生活講座の講師の紹介・あつせんを行うこととしています。	B
22	消費者団体等との連携・支援	消費者団体の活動の場を積極的に提供すること。	1	消費者被害の防止のためには、消費者団体の活動は重要なものと考えています。計画を推進する中で必要に応じて、活動の場の提供に努めてまいります。	C
23	消費者団体等との連携・支援	消費者被害を受けた者や消費生活講座を受けた者へ、消費者団体に関する情報の周知を進めること。	1	県のホームページ、メールマガジン、広報紙等において引き続き消費者団体の周知を進めてまいります。	C
24	適確消費者団体との連携	適確消費者団体とは、定期的協議の開催・情報交換だけでなく、「〇〇トラブル110番」の実施など、共同で事業を行うこと。行政との共同事業で適確消費者団体の育成にもつながる。	1	定期的な協議の場において、共同事業についても協議できると考えています。	B
25	適確消費者団体との連携	適確消費者団体の差し止め請求や訴訟の予算的支援を行うことを盛り込むこと。	1	基本計画に財政支援を記述することは適切ではないと考えます。	D
26	適確消費者団体との連携	消費生活センターが把握している情報を、適確消費者団体に提供すること。	1	第4章1(2)ウにおいて、消費生活支援センターを中心に、適時情報交換を実施することとしています。	B
27	障害者の生活の質の向上	64ページの「ウ 高齢者・障害者の生活の質の向上」の担当課は高齢介護課は確かだが、障害者の福祉用具に対する関係があるため、障害者福祉推進課及び障害者自立支援課を入れた方がいいのではないか。	1	障害者自立支援法に基づく日常生活用具や補装具の支給は、市町村が実施主体となっておりますが、市町村に対して助言等を行っていることから、ご意見を踏まえて、担当課に障害者福祉推進課を追加しました。	A
合 計			29		